(別表)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 基準額 | 対象経費 |
| (1)　富山型デイサービス施設整備事業 | | 12,000千円 | ・富山型デイサービス施設の新設整備のために必要な工事費又は工事請負費(土地の買収・整地、外溝整備に要する費用を除く。)  ・事務機器、介護機器、家具、器具等の初設備購入費 |
| (2)　富山型デイサービス住宅活用施設整備事業 | |  |  |
|  | 住宅等改修事業 | 6,000千円 | ・富山型デイサービス施設を民家等の既存施設を改修することにより新設整備するために必要な工事費又は工事請負費(土地の買収・整地、外溝整備に要する費用を除く。)  ・事務機器、介護機器、家具、器具等の初設備購入費 |
| 機能向上(改修)事業 | 6,000千円 | ・既存の富山型デイサービス施設に、住まい(宿泊)機能等を付加するなど、サービスの多機能化を図るための施設改修に必要な工事費又は工事請負費(土地の買収・整地、外溝整備に要する費用を除く。)  ・事務機器、介護機器、家具、器具等の設備購入費(ただし、改修工事実施箇所に設置するものに限る。)  ・ただし、過去において、県補助事業により新築又は改修の整備を実施している部分に係る経費は含まないものとする。 |
| 機能向上(環境改善備品等)事業 | 600千円 | ・既存の富山型デイサービス施設の利便性の向上に必要となる設備の購入費(据え付け工事費等は含むものとする。)(ただし、車両の購入に要する費用は除く。)  ・1式当たり300千円以上の備品とする。(ただし、簡易型身体障害者用浴槽のみの購入については1式当たり100千円以上とする。) |

(注)　対象経費には、国庫補助等他の助成制度が適用可能な経費及び設備整備に要する経費を含まないものとする。